

1. 議事日程

〔令和8年第3回安芸高田市議会9月定例会 第1日目〕

令和8年9月7日
午前10時00分開会
於 安芸高田市議場

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	認定第1号	令和7年度安芸高田市一般会計決算の認定について
日程第4	認定第2号	令和7年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第5	認定第3号	令和7年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
日程第6	認定第4号	令和7年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について
日程第7	認定第5号	令和7年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について
日程第8	認定第6号	令和7年度安芸高田市吉田財産区特別会計決算の認定について
日程第9	認定第7号	令和7年度安芸高田市中馬財産区特別会計決算の認定について
日程第10	認定第8号	令和7年度安芸高田市横田財産区特別会計決算の認定について
日程第11	認定第9号	令和7年度安芸高田市本郷財産区特別会計決算の認定について
日程第12	認定第10号	令和7年度安芸高田市北財産区特別会計決算の認定について
日程第13	認定第11号	令和7年度安芸高田市来原財産区特別会計決算の認定について
日程第14	認定第12号	令和7年度安芸高田市船佐財産区特別会計決算の認定について
日程第15	認定第13号	令和7年度安芸高田市川根財産区特別会計決算の認定について
日程第16	認定第14号	令和7年度安芸高田市坂財産区特別会計決算の認定について
日程第17	認定第15号	令和7年度安芸高田市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第18	諮問第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第19	議案第48号	安芸高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第20	議案第49号	安芸高田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
日程第21	議案第50号	安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
日程第22	議案第51号	安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例
日程第23	議案第52号	令和8年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）
日程第24	議案第53号	令和8年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第25	議案第54号	令和8年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第26 議案第55号 令和8年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第27 議案第56号 令和8年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第1号）

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	益 田 一 磨	2番	佐々木 智 之
3番	熊 高 慎 二	4番	浅 枝 久美子
5番	小 松 かすみ	6番	南 澤 克 彦
7番	山 本 数 博	8番	新 田 和 明
9番	山 根 温 子	10番	児 玉 史 則
11番	大 下 正 幸	12番	熊 高 昌 三
13番	宍 戸 邦 夫	14番	金 行 哲 昭
15番	秋 田 雅 朝	16番	石 飛 慶 久

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

7番	山 本 数 博	8番	新 田 和 明
----	---------	----	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市 長	藤 本 悦 志	副 市 長	杉 安 明 彦
教 育 長	猪 掛 公 詩	総 務 部 長	新 谷 洋 子
総務部政策統括監	佐々木 満 朗	危機管理監	神 田 正 広
企 画 部 長	黒 田 貢 一	市 民 部 長	北 森 智 視
福祉保健部長兼福祉事務所長	高 下 正 晴	産 業 部 長	小 櫻 静 樹
建 設 部 長	佐々木 宏	消 防 長	吉 川 真 治
教 育 次 長	森 岡 和 子	企 画 部 次 長	小 林 崇 文
総 務 課 長	玉 井 郁 生	財 政 課 長	塚 本 真 樹
政 策 企 画 課 長	松 田 祐 生	代表監査委員	品 川 忠 治
監査委員事務局長	大 崎 健 治	会 計 管 理 者	竹 本 繁 行

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	井 上 和 志	事 務 局 次 長	國 岡 浩 祐
総 務 係 長	宗 近 弘 美	主 任 主 事	波多野 奈 美

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開会

○石 飛 議 長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は16名であります。  
定足数に達しておりますので、これより令和8年第3回安芸高田市議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長に諸般の報告をさせます。  
井上事務局長。

○井上事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、市長、教育長及び代表監査委員より、本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。  
第2点、市長より令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての報告がありました。  
第3点、市長より議会の委任による専決処分事項について、1件の報告がありました。  
第4点、市長より工事請負契約の締結について、1件の報告がありました。  
第5点、監査委員より、令和8年6月及び7月分の例月出納検査の報告がありました。  
それぞれ写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。  
以上で、諸般の報告を終わります。

○石 飛 議 長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○石 飛 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、7番山本議員及び8番 新田議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○石 飛 議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。  
大下議会運営委員長。

○大下議会運営委員長 おはようございます。  
令和8年第3回定例会の運営につきまして、8月7日及び8月28日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので報告をいたします。  
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から9

月29日までの23日間といたしました。議事の都合により、9月8日から9日、12日から13日、15日から28日までを休会といたしました。

本定例会に付議されます案件は、認定15件、諮問1件、議案9件でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり認定第1号から第15号までの15件につきましては、提案理由説明後、監査報告、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託いたします。

また、議案第52号から第56号までの5件につきましても、提案理由説明後、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託することといたしました。

次に、議案第48号は総務文教常任委員会へ、議案第50号及び51号の2件は産業厚生常任委員会へ、それぞれ付託することといたしました。

そのほかの諮問第4号、議案第49号の2件につきましては、委員会付託を省略することといたします。

なお、8月28日の議会運営委員会までに提出されました陳情、要望等につきましては、お手元に配付した一覧表のとおり産業厚生常任委員会及び総務文教常任委員会へ送付して審査することといたしました。

次に、一般質問の取扱いについては、13名からの通告でありましたので、通告順に9月10日を7名、9月11日を6名といたします。

以上、報告を終わります。

○石 飛 議 長 お諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は23日間とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。よって、会期は23日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

| | | |
|-------|-------|--|
| 日程第3 | 認定第1号 | 令和7年度安芸高田市一般会計決算の認定について |
| 日程第4 | 認定第2号 | 令和7年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 日程第5 | 認定第3号 | 令和7年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 日程第6 | 認定第4号 | 令和7年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について |
| 日程第7 | 認定第5号 | 令和7年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第6号 | 令和7年度安芸高田市吉田財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第9 | 認定第7号 | 令和7年度安芸高田市中馬財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第8号 | 令和7年度安芸高田市横田財産区特別会計決算の認定について |

- 日程第11 認定第9号 令和7年度安芸高田市本郷財産区特別会計決算の認定について
- 日程第12 認定第10号 令和7年度安芸高田市北財産区特別会計決算の認定について
- 日程第13 認定第11号 令和7年度安芸高田市来原財産区特別会計決算の認定について
- 日程第14 認定第12号 令和7年度安芸高田市船佐財産区特別会計決算の認定について
- 日程第15 認定第13号 令和7年度安芸高田市川根財産区特別会計決算の認定について
- 日程第16 認定第14号 令和7年度安芸高田市坂財産区特別会計決算の認定について
- 日程第17 認定第15号 令和7年度安芸高田市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○石 飛 議 長 日程第3、認定第1号「令和7年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から、日程第17、認定第15号「令和7年度安芸高田市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」の件までの15件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 おはようございます。

提案理由の説明の前に少し時間を頂戴したいと存じます。

去る7月28日、熊本県熊本市において、最大震度7の地震災害が発生し、また、8月13日には千葉県で大雨により、多くの人的被害や住宅被害が発生をいたしました。さらに、北陸地方においても過去に経験のない豪雨に襲われております。

亡くなられた方々の御冥福をお祈りし、御遺族、関係者の皆様に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、甚大なる被害を受けられ、厳しい状況にある被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

本市におきましても、熊本県へ緊急消防援助隊をはじめ、現在も住家被害認定調査のため職員1名を派遣をしているところでございます。緊急支援、また熊本地震被災地の支援として、災害義援金の受付、八代市、宇城市、氷川町の災害代理寄附の受付を行っております。

今後の復旧、復興に向けて、引き続き様々な形で支援を実施してまいりたいと考えております。

それでは、提案理由の説明に入らせていただきます。

認定第1号から第15号は、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、令和7年度安芸高田市一般会計、各特別会計、各財産区特別会計、下水道事業会計の決算の認定を求めるものでございます。

- 御審議のほどよろしく願いいたします。
- 石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。
次に、監査委員から、本案15件に関する審査意見の報告を求めます。
品川代表監査委員。
- 品川代表監査委員 令和7年度安芸高田市各会計、下水道事業決算審査並びに決算に基づく健全化判断比率等の審査を宍戸監査委員と実施をして、合議に達しましたので、お手元の意見書で概要を説明をいたします。
最初に、各会計歳入歳出決算審査の意見でございます。
表紙から5枚目の1ページは審査の概要、2ページからは審査の結果となっております。
審査に付されました各会計歳入歳出決算書及び附属書類が関係法令に準拠して作成されているかを確認をいたし、係数の正確性を検証するとともに、例月現金出納検査の結果を踏まえ、関係職員の説明を求めるなどして、実施いたしました。
審査の結果、決算関係書類は、関係法令に準拠して適正に作成されており、その係数は正確であることを認めました。また、予算の執行はおおむね適正であると認めました。
以下、前年度と比較して決算の分析をしておりますので、詳細は御覧ください。
43ページからが結びでございます。決算の状況は、一般会計、特別会計を合わせた総額で、形式収支、実質収支及び単年度収支は、いずれも黒字となりました。
また、市債の借入残高を177億3,055万4,000円と、前年度より7.1%減少いたし、滞納金は5億2,723万4,000円と、前年度より4.5%増加をしております。
普通会計の財政構造を見ますと、財政力指数は0.339で、前年度より0.001ポイント改善をいたし、経常収支比率は92.4%で、前年度より0.5ポイント改善をしております。
意見として、物価高騰と少子高齢化による財政構造に触れて意見を結んでおります。
次に、下水道事業決算審査の意見でございます。
表紙から3枚目、1ページが審査の概要及び結果となっております。
審査に付された決算及び附属書類について、係数の正確性を検証するとともに、関係法令に準拠して作成され、経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを審査するため、関係職員の説明を求めるとともに、総勘定元帳、その他会計帳票及び関係証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施いたしました。
審査の結果、それぞれ関係法令に準拠して適正に作成されており、その係数は正確で、当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状態を明瞭に表示しているものと認められました。

以下、前年度と比較して分析をしておりますので、詳細は御覧ください。

12ページが結びでございます。当年度経営成績は510万3,927円の純損失となり、また、キャッシュフロー計算書で見ると、営業活動によって財務活動を行うことができます。

下水道は市民生活に欠かすことのできない事業であるため、将来を見据えた持続的な経営基盤の強化に取り組まれることを期待いたします。

最後に、健全化判断比率等、審査の意見でございます。

表紙から3枚目の1ページからが審査の概要及び結果となっております。

審査に付されました健全化判断比率及び資金不足比率は、関係法令等に準拠して作成されているかを確認し、係数の正確性を検証するとともに、関係職員の説明を求め審査を実施いたしました。

審査の結果、健全化判断比率及び資金不足比率は、それぞれの関係法令に準拠して適正に作成され、その係数は正確であることを認めました。

また、いずれの指標も早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っております。今後とも財政の健全化に留意しながら、財政運営に努めていただきたいと思います。

以上、決算審査の概要とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○石 飛 議 長 以上で、審査意見の報告を終わります。
これより、本案15件に対する一括質疑を行います。
質疑があれば、議案番号を指定して、質疑を行ってください。
質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。
本案15件につきましては、お手元の付託表のとおり予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。
ここで説明員退席のため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時15分 休憩

午前 10時16分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第18 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○石 飛 議 長 日程第18、諮問第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

- 藤本市長 本案は、令和8年12月31日付で退任される平野良生さんの後任に、高橋義照さんを推薦したいとするものです。  
人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めます。  
御審議のほどよろしくお願いいたします。
- 石飛議長 以上で、提案理由の説明を終わります。  
お諮りいたします。  
この件に関しましては、質疑、討論及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 石飛議長 異議なしと認め、質疑、討論及び委員会付託を省略いたします。  
これより、諮問第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を採決いたします。  
本件は、これに同意することに御異議ございませんか。  
(異議なし)
- 石飛議長 異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第48号 安芸高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 石飛議長 日程第19、議案第48号「安芸高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」の件についてを議題といたします。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
藤本市長。
- 藤本市長 本案は、人事院規則の一部改正を踏まえ、国家公務員の取扱いに準じて、災害応急作業等の業務に従事する職員の特殊勤務手当の額を改めるため、所要の改正を行うものです。
御審議のほどよろしくお願いいたします。
- 石飛議長 以上で、提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)
- 石飛議長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。
本案につきましては、お手元の付託表のとおり総務文教常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第20 議案第49号 安芸高田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

- 石飛議長 日程第20、議案第49号「安芸高田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
藤本市長。

- 藤本市長 本案は、地方自治法施行令の一部改正により、当該政令の引用をする部分に条ずれが生じることから、所要の改正を行うものです。  
御審議のほどよろしくお願いいたします。
- 石飛議長 以上で、提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
新谷総務部長。
- 新谷総務部長 議案第49号の要点の説明をいたします。  
このたびの条例改正は、地方自治法施行令の一部改正により、条ずれが生じたため、当該条文を引用する本条例について、規定の整備をするものです。  
議案書を御覧ください。表の右側が改正前、左側が改正後で、下線の表示が改正部分となります。  
第2条中第173条の4第1項第1号を第173条の5第1項第1号に改めるものです。  
以上で、要点の説明を終わります。
- 石飛議長 以上で、要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)
- 石飛議長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ございませんか。  
(異議なし)
- 石飛議長 異議なしと認め、委員会の付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)
- 石飛議長 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。  
これより、議案第49号「安芸高田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 石飛議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第21 議案第50号 安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

日程第22 議案第51号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例

- 石飛議長 日程第21、議案第50号「安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」の件及び日程第22、議案第51号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」の2件を一括して議題といたします。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
藤本市長。

○藤本市長 議案第50号は、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領が一部改正されたため、所要の改正を行うものです。

議案第51号は、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、安芸高田市手数料条例の一部を改正するものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○石飛議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石飛議長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

本案2点につきましては、お手元の付託表のとおり、産業厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議案第52号 令和8年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）

日程第24 議案第53号 令和8年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第25 議案第54号 令和8年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第26 議案第55号 令和8年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第27 議案第56号 令和8年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第1号）

○石飛議長 日程第23、議案第52号「令和8年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」の件から、日程第27、議案第56号「令和8年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第1号）」の件までの5件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 議案第52号は、強い農業づくり事業補助金の減額等を既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ減額するほか、繰越明許費、債務負担行為等を補正するものです。

議案第53号は、人事異動に伴う人件費の減額等を、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ減額するものです。

議案第54号は、過年度の後期高齢者医療保険料の還付に伴う費用の増額等を、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

議案第55号は、人事異動に伴う人件費の減額等を、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ減額するものです。

議案第56号は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額について、それぞれ減額するものです。また、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額についても、それぞれ減額するものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○石 飛 議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、本案5件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

本案5件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、9月10日午前10時に再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前10時28分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員